

吹田市公告第23号

吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事設計業務に係る電子入札による一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和6年1月26日

吹田市長　後藤　圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 1 業務名称 | 吹田市吹一地区公民館及び吹田市吹一地区高齢者いこいの間建設工事設計業務 |
| 2 業務場所 | 吹田市内本町2丁目2905番1 |
| 3 履行期間 | 令和6年3月11日～令和7年3月12日 |
| 4 業務種類 | 建築設計 |
| 5 業務概要 | 基本設計一式
実施設計一式 |
| 6 建物概要 | 施設用途 公民館 |

【本館棟】

構造・階数：木造・地上2階
延床面積：470m²
公民館部分：385m²
高齢者いこいの間部分：85m²

- | | |
|-----------|--|
| 7 予定価格 | 26,740,000円（税抜） |
| 8 最低制限価格 | 事後公表とする。 |
| 9 入札回数 | 1回 |
| 10 入札保証金 | 吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除。 |
| 11 契約保証金 | 契約金額の10%以上 |
| 12 支払条件 | (1) 前払い有り（請求は令和6年度。契約金額の30%以内の額。）
(2) 部分払い無し |
| 13 入札参加資格 | 以下に掲げる要件を全て満たしていること。なお、電子入札システムに添付している本設計で配置が必要な技術者一覧チェックリストを活用すること。
(1) 吹田市制限付一般競争入札 共通入札説明書（以下「共通入札説明書」という。）
で示す資格要件を全て満たしていること。 |

- (2) 本市の入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）（設計監理・地質調査・測量等業務委託部門）に市内事業者（本市の資格者名簿に市内本店で登載されている者をいう。）又は準市内事業者（本市の資格者名簿に市内支店で登載されている者をいう。）として登載されており、参加希望業種が本案件と同一の業種であること。上記以外の事業者として登載されている場合は、参加希望業種の希望順位1位が本案件と同一の業種であること。
- (3) 本市の資格者名簿（設計監理・地質調査・測量等業務委託部門）に登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。ただし、市内事業者又は準市内事業者については、市内事業者又は準市内事業者として、本市の資格者名簿（設計監理・地質調査・測量等業務委託部門）に登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。
- (4) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- (5) 次のア及びイの事業者実績があること。アとイは別の案件でも可とする。
- ア 国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人（以下「官公庁等」という。）発注の建築物の実施設計（床面積が353m²以上の建築物の新築工事又は増築工事（増築部分が353m²以上であること。））を元請けとして履行（設計共同企業体による履行にあっては、代表者としての履行に限る。）した実績を有する者であること（平成25年度から入札参加資格確認申請受付最終日（以下「受付最終日」という。）において完了・引渡しが完了していること。）。
- イ 官公庁等が発注したものに限らず、当該案件と同じ施設用途（平成31年国土交通省告示第98号別添二 第十二号 第1類とする。）及び構造（木造に限る。）の実施設計（床面積が353m²以上の建築物の新築工事又は増築工事（増築部分が353m²以上であること。））を元請けとして履行（設計共同企業体による履行にあっては、代表者としての履行に限る。）した実績を有する者であること（平成25年度から受付最終日において完了・引渡しが完了していること。）。
- (6) 直接雇用し、次のアからウに該当する者を管理技術者として配置できること。（受付最終日以前3か月以上雇用していること。また、他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。）
- ア 官公庁等発注の建築物の実施設計（床面積が353m²以上の建築物の新築工事又は増築工事（増築部分が353m²以上であること。））に従事した経験があること。（平成25年度から受付最終日において完了・引渡しが完了していること。）（5）アの事業者実績と別案件でも可とす

る。

イ 官公庁等が発注したものに限らず、当該案件と同じ施設用途（平成31年国土交通省告示第98号別添二 第十二号 第1類とする。）及び構造（木造に限る。）の実施設計（床面積が353m²以上の建築物の新築工事又は増築工事（増築部分が353m²以上であること。））に従事した経験があること。（平成25年度から受付最終日において完了・引渡しが完了していること。）。（5）イの事業者実績と別案件でも可とする。

ウ 建築士法に定める一級建築士である者。

(7) 直接雇用し、次のア及びイに該当する建築（意匠）担当技術者を配置できること。（受付最終日以前3か月以上雇用していること。また、他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。）

ア 官公庁等が発注したものに限らず、当該案件と同じ施設用途（平成31年国土交通省告示第98号別添二 第十二号 第1類とする。）の実施設計（床面積が235m²以上の建築物の新築工事又は増築工事（増築部分が235m²以上であること。））に従事した経験があること。（平成25年度から受付最終日において完了・引渡しが完了していること。）。（5）イの事業者実績と別案件でも可とする。

イ 建築士法に定める一級建築士である者。

(8) 直接雇用し、次のア及びイに該当する建築（構造）担当技術者を配置できること。（受付最終日以前3か月以上雇用していること。また、他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。）

ア 官公庁等が発注したものに限らず、当該案件と同じ構造（木造に限る。）の実施設計（床面積が235m²以上の建築物の新築工事又は増築工事（増築部分が235m²以上であること。））に従事した経験があること。（平成25年度から受付最終日において完了・引渡しが完了していること。）。（5）イの事業者実績と別案件でも可とする。

イ 建築士法に定める一級建築士である者。

(9) 直接雇用し、次に該当する電気設備及び機械設備担当技術者を配置できること。（受付最終日以前3か月以上雇用していること。また、他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。）

官公庁等が発注したものに限らず、当該案件と同じ施設用途（平成31年国土交通省告示第98号別添二 第十二号 第1類とする。）の実施設計（床面積が235m²以上の建築物の新築工事又は増築工事（増築部分が235m²以上であること。））に従事した経験があること。（平成25年度から受付最終日において完了・引渡しが完了していること。）。（5）イの

事業者実績と別案件でも可とする。

- (10) 本市（総務部契約検査室）が公告する本案件と同一の業種の電子入札案件で、令和5年度中に落札（落札候補者を含む。）した件数が、本件の落札候補者決定時において2件未満である者であること。市内事業者及び準市内事業者については3件未満である者であること。ただし、受注件数の制限の対象外とした案件を除く。
- (11) 資格や経験等を満たす場合、管理技術者と担当技術者もしくは担当技術者同士の兼務は可とする。

14 入札の無効 前項に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

15 入札参加資格確認申請及び結果

(1) 申請受付期間

令和6年1月29日（月）午前9時から

令和6年2月13日（火）午後5時までのシステム稼働中

(2) 結果通知日

令和6年2月14日（水）

16 設計図書等の交付方法

システムからダウンロードすること。

17 質疑及び回答

(1) 質疑受付締切日時

令和6年2月1日（木）午後5時

(2) 回答掲載開始日時

令和6年2月7日（水）午後3時

18 入札書の提出及び開札

(1) 入札書受付期間

令和6年2月22日（木）午前9時から

令和6年2月26日（月）午後5時までのシステム稼働中

(2) 開札日時

令和6年2月27日（火）午前9時30分以降

（開札は、公告番号順に行う。）

19 事後審査

落札候補者に対しては、本市から事後審査について連絡するので、以下の証拠書類を紙書類で直接提出すること。なお、アンダーラインで示す書類は本市へ直接提出する前に電子ファイル（形式はPDF）にて、（3）メールアドレスに記載するアドレスに送信すること。

(1) 提出日時

令和6年2月27日(火)

※電子ファイル及び紙書類を提出する時刻は本市から落札候補者へ連絡する。

(2) 提出書類

ア 管理技術者関係書類

(ア) 直接雇用していることを確認可能な書類

(イ) 資格者証の写し

(ウ) 13入札参加資格(6)ア及びイを満たすことが確認可能な書類

イ 担当技術者関係書類

(ア) 直接雇用していることを確認可能な書類

(イ) 資格者証の写し(建築担当技術者のみ必要)

(ウ) 13入札参加資格(7)ア、(8)ア、(9)を満たすことが確認

可能な書類

ウ その他関係書類

(ア) 技術者名簿

(イ) 13入札参加資格(5)にある要件を満たす事業者の元請受注

実績が確認可能な書類(契約書・設計仕様書・TECRIS業務

カルテの写し等)

(ウ) 一級建築士事務所の登録が確認可能な書類

(建築士事務所登録証明書の写し等)

(エ) 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴

力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書

(3) メールアドレス

吹田市総務部契約検査室 keiyak_s@city.suita.osaka.jp

20 その他
入札参加者は、この要領のほか、システムに添付している「共通入札説明書」の内容を承認のうえ、入札を行うこと。

21 問合せ先
吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市総務部契約検査室

電話(直通) 06-6384-1489